

## ふるさと納税ワンストップ特例制度について

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、ふるさと納税された方がふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で確定申告や住民税申告を行う必要のない給与所得者や年金所得者の方などである場合に、税務申告手続きを簡素化する特例制度です。

ワンストップ特例制度を希望される方は、次の手順により申請してください。

### ステップ1 あなたは、ワンストップ特例を利用できる方ですか

特例を受けるためには、以下の(1)(2)両方に該当する必要があります。必ず、ご確認ください。

#### (1) 確定申告をする必要のない給与所得者 または 年金所得者である

※年収2,000万円以上の所得者や医療費控除などを受けるため確定申告が必要な場合は、ワンストップ特例を利用できませんので、確定申告で寄附金控除を申請してください。

#### (2) 1年間（1月1日～12月31日）の寄附先が5自治体以下である

※1つの自治体に複数回寄附をしても1カウントとなります。

(1)と(2)の両方に該当する方は **ステップ2** へ、該当しない方は、寄附金受領証明書にて確定申告を行ってください。

### ステップ2 申請書を完成させてください

(1) 氏名、生年月日等は、あらかじめ印字しておりますので、間違いがないかご確認ください（印字されていない場合は、ご記入ください）。申請書には、住民票の登録のとおりに記載する必要があります。訂正がある場合は、該当箇所を二重線にて訂正し、訂正印を押印してください。

(2) 2か所のチェックボックスにチェックを入れてください。

(3) 太枠内に「提出日」「個人番号(マイナンバー)」を記入し、必ず**押印**してください。

### ステップ3 本人確認書類を添付してください

裏面を参考に①②③のいずれかの書類を同封した個人番号(マイナンバー)用添付書類台紙に貼付してください。

① マイナンバーカード(通知カードではありません。)の両面コピー

② マイナンバー通知カードのコピー + 写真付本人確認資料 のコピー(1点)

③ マイナンバー通知カードのコピー + 公的機関の発行書類 のコピー(2点)

### ステップ4 申請書・本人確認書類を返送してください

**ステップ2** と **ステップ3** の書類を同封の返信用封筒で郵送してください。

本年1月1日から12月31日の寄附については、必ず、翌年1月10日までに提出してください。期限を過ぎてしまうと確定申告が必要となります。

また、申請書提出後、翌年1月1日までの間に提出した申請書の内容(電話番号を除く。)に変更があった場合は、1月10日までに「申告特例申請事項変更届書」を提出してください。

# 表面ステップ 3

①



マイナンバーカード  
(両面コピー)

②



マイナンバー通知カード  
(コピー)

+



写真付本人確認資料(※)  
(コピー)  
1点

※写真付本人確認資料とは  
運転免許証、運転経歴証明書、  
旅券(パスポート)、身体障害者  
手帳、その他公的機関の発行の  
写真付証明書

③



マイナンバー通知カード  
(コピー)

+



公的機関の発行書類(※)  
(コピー)  
2点

※公的機関の発行証明書とは  
健康保険証、年金手帳など住  
所、氏名、生年月日の記載書類

## 備考

- (1) 個人番号(マイナンバー)が記載された住民票の写し、住民記載事項証明書でも可能です。
- (2) 住所変更など追記のある場合は、裏面のコピーも必要となります。

### ■問合せ先

〒058-0292

北海道幌泉郡えりも町字本町206番地

えりも町役場 産業振興課商工観光係

TEL 01466-2-4626